

発注者：株式会社ハートネットワーク

作成日：令和 8 年 7 月 30 日

本書は、令和 8 年 7 月 29 日付けで提出された質疑に対する回答です。

回答内容は参加者全社に共有します。

No.	分類	質問内容（要旨）	回答
1	見積書作成要領	公的単価ではなく自社算出単価での見積提示としてよいか。	原則として公募要領「見積書の作成にあたっての注意事項」に基づき算出していただくことが望ましいと考えます。 ただし公的単価では実勢と乖離する項目について自社単価による提示を妨げませんが、その場合は積算内訳（歩掛・単価の根拠）を明示するようお願いいたします。また公的単価による算出額との対比を併記してください。
2	追加資料	四国総合通信局へ提出の光系統図・芯線使用計画を開示いただけないか。	本公募は、貴社を含む提案者が、当社にとっての最適な構成をご提案いただき、その提案に基づき自ら積算のうえ見積書をご提示いただくものです。この趣旨に基づき、提案・積算の前提となる参考数量は公募資料においてお示ししております。 一方、ご要望の光系統図および芯線使用計画は、提案者がご自身の提案として設計・整理されるべき範囲に属するものであり、当社が特定の設計内容をお示した上で積算いただく性質の業務ではございません。また当該資料は、別途当社が委託した事業者が作成した成果物であり、これを他の提案者へ開示することは、提案の公平性および成果物の取扱いの観点からも適切ではないと考えます。 以上の理由から、光系統図・芯線使用計画の開示は行いません。提案にあたっては、公募資料にお示した参考数量および現地条件を踏まえ、貴社のご提案として設計・積算いただきますようお願いいたします。
3	特殊工事	特殊工事箇所は申請後、工法決定次第に別途設計変更できるとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。特殊工事とは、電柱への共架による標準的な架空敷設によらず、現地条件に応じて個別の工法検討および関係機関との協議・許認可を要する箇所の敷設工事を指していると想定し回答します。 具体的には、大型河川の横断（国領川等）、道路・鉄道の横断、橋梁への添架、管路（地中化区間）の利用などが本事業で該当します。 これらの箇所は現地条件および関係機関との協議結果により採用工法を検討していただいていると思いますが、実行にあたり計画が変動することも想定されるため、公募資料の参考数量も標準的な想定に基づく数量を計上しております。ただし、本事業において、実施設計等の数量・工法に変更が生じ、それが当初の交付決定内容から大きく変動する場合には、協議の上、決定することさせていただきます。 また、設計変更は、その必要性・妥当性・経済性が認められる場合に限り協議のうえ行うものとし、提案者の見積不足や工法選定の誤りに起因する増額等は、原則として対象といたしません。 したがって、提案にあたっては、現時点で判明している特殊工事箇所（大型河川横断等）を含め、可能な限り現地条件を踏まえて積算いただくようお願いいたします。
4	自営柱	自営柱建柱 2,240 本程度は、共架 NG の場合に必要に応じ建柱するものと捉えてよいか。	そのとおりです。共架協議が不調となった箇所について必要に応じ建柱するものとして計上しています。実数は実施設計・共架協議の結果により変動します。

5	部材仕様	光ケーブルの使用温度範囲・引張強度・ケーブル構造をメーカー標準としてよいか。	いずれについても、メーカー標準仕様を可といたします。技術仕様書に記載の各値は当社が設定した参考要件であり、これに一律に限定するものではありません。 ・使用温度範囲：メーカー標準（-20℃～+60℃）を可とします。 ・引張強度（許容張力）：芯数・ケーブル構造に応じたメーカー標準を可とします。想定される径間・架渉条件において必要な強度を満たすものとしてください。 ・ケーブル構造：屋外型丸ケーブルを可とします。ただし架空区間においてメッセンジャーワイヤ（吊線）等による支持を要する場合は、その敷設・付帯工事を含めてご提案・ご積算ください。 なお、いずれの部材についても、当社が整備する伝送路として必要な伝送性能・耐候性・信頼性を満たすことを前提とし、採用する部材の仕様は提案書に明示してください。
6	工事仕様	令和 8 年度に確実に実施すべき要件は。施工エリアを第 1 期から第 3 期へ変更する提案は可能か。	前段（令和 8 年度に確実に実施すべき要件）について。 令和 8 年度事業として整備すべき対象エリア・整備量・整備方式は、公募資料（全体仕様書および令和 8 年度実施仕様書）にお示したとおりです。これらは、令和 8 年度に確実に実施すべき要件です。 後段（施工エリアを第 1 期から第 3 期へ変更する提案の可否）について。 本事業は提案者のご提案により令和 8 年度の施工エリアを変更することは、原則としてお受けできません。 ただし、施工順序や整備エリアについて技術的・合理的な観点からのご意見がある場合は、提案書内にその旨を記載いただいて差し支えありません。当社において内容を確認し、合理性が認められる場合には、協議を経て対応の可否を判断いたします。エリアの変更は、協議により決定される事項であり、提案の採否や評価に影響するものではありません。
7	離島向け FWA	FWA の運用開始時期の想定は。	令和 11 年度を想定
8	離島向け FWA	FWA 用で確保すべき芯数の想定は。	8 芯を想定
9	責任分界点	センター設備と伝送路設備の施工上の責任分界点は。	センター設備構築業務と伝送路設備構築業務の責任分界点は、主要局およびサブ局に設置した機器収容架における光スプリッタ出力側の成端部（局内光配線盤のコネクタ接続部）といたします。 これを境として、局内側（PON OLT、スイッチカード、集約スイッチ、光スプリッタ、WDM、電源・整流装置、機器収容架等）をセンター設備構築業務の範囲とし、加入者側（光スプリッタ出力成端部から先の局外光ケーブル、クロージャ、スプリッタ以降の分岐、加入者引込および ONU 設置等）を伝送路設備構築業務の範囲といたします。 局内光配線盤（成端架）の設置および成端作業はセンター設備構築業務に含め、当該成端部のコネクタ接続をもって両業務の分界といたします。
10	工事仕様	現地受け入れ試験は OTDR 測定（1310/1550nm）・損失確認のみと考えてよいか。	ご認識のとおり、現地受け入れ試験は OTDR 測定および損失確認を基本といたします。 具体的には、OTDR 測定（1310nm/1550nm）による損失分布・接続点損失・異常点の確認、および光源・パワーメータによる区間挿入損失の確認を行い、区間損失が設計上の規定値（ロスバジェット）以内であることを確認します。本系統は放送信号を重畳する WDM 構成であるため、データ通信波長に加え、放送重畳波長についても必要な確認を行うものとします。
11	対応協議	入札決定後に納期遅延・価格高騰等が生じた場合、設計変更等の協議の場を設けてもらえ	入札決定後において、契約当事者の責によらない外部要因（部材の納期遅延、著しい価格高騰、法令・制度の変更、災害等）により、契約内容の履行に支障が生じるおそれがある場合には、その理由および影響を具体的にお示し

		るか。	いただくことを前提に、協議の場を設けます。 また、設計変更・契約変更は、その必要性・妥当性・経済性が認められる場合に限り協議のうえ行うものとし、提案者の見積不足、数量把握の誤り、または工法選定の誤りに起因する費用の増加は、原則として対象といたしません。 なお、部材の納期遅延等により工期に影響が生じる場合の取扱いについては、別途、質疑 No.14 への回答のとおりといたします。
12	実施設計	実施設計後の確定数量で変更契約を行うと考えてよいか。超過時は令和 9 年度へ一部回す検討は可能か。	前段（実施設計後の変更契約）について。 ご認識のとおりです。本事業は、公募資料にお示した参考数量に基づきご提案・ご積算いただいたうえで契約し、落札後の実施設計により数量・仕様を確定させ、その確定内容に基づいて変更契約を行うことを想定しています。変更契約は、実施設計により確定した数量・工法に基づき、必要性・妥当性・経済性の観点から双方協議のうえ締結いたします。 後段（令和 8 年度想定額を超過する場合の年度間調整）について。 実施設計の結果、令和 8 年度の想定額を超過する場合の年度間の配分・調整については、当社にて対応方針を検討し、必要な手続きを行います。その際、施工計画への影響を最小限とするよう調整いたしますので、年度をまたぐ施工計画の立案等についてご協力をお願いする場合があります。 なお、本事業は補助金を活用する事業であり、年度区分や整備内容の変更には所定の手続き・期間を要する場合があります。この点につきましては、円滑な事業推進のためご理解・ご配慮を賜りますようお願いいたします。
13	事業の括り	伝送路単独は請負不可のため、センター・伝送路の 2 事業をセット（単独不可）として扱えるか。	センター設備構築業務および伝送路設備構築業務は、それぞれ独立した業務として評価・契約することを基本といたします。各業務への応札は、いずれか一方のみ、または両方のいずれも可能です。 両業務を一括してご提案いただくことは妨げません。両業務に応札される場合は、それぞれの業務ごとに提案書および見積書をご提出ください。その際、両業務を併せて受注した場合に生じる合理化・費用低減等がある場合には、その内容を提案書に明示いただいて差し支えありません。 一方、いずれか一方の業務のみの受注を不可とすること（両業務のセット受注を必須とすること）につきましては、他の参加者の応札機会および入札の公平性を確保する観点から、お受けいたしかねます。各業務は、業務ごとに評価・選定を行います。
14	工期	工期遅延が予想される場合、令和 9 年度への繰り越し交渉は可能か。	契約当事者の責によらない事由（資材・機材の納期遅延、天候不良、災害、法令・制度の変更等）により工期遅延が見込まれる場合には、その理由および見込みを速やかにお示いただくことを前提に、工期の延長について協議に応じます。 年度をまたぐ繰り越しが必要となる場合、これに伴う手続きは当社において行います。本事業は補助金を活用する事業であり、繰り越しには所定の手続きおよび期間を要するため、工期に影響が生じるおそれが判明した時点で、できる限り早期に情報を共有いただきますようお願いいたします。早期に共有いただくことで、当社において必要な手続きを適切な時期に進めることが可能となります。 なお、工期遅延が提案者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
15	参加資格要件	令和 20 年 3 月まで製品供給を書面保証との要件につき、書面保証は不可のため要件削除を願いたい。	ご指摘のとおり、長期にわたる製品供給を書面により保証することは、製品ライフサイクルの性質上、困難であることを理解いたします。したがって、「令和 20 年 3 月まで製品供給を書面で保証すること」という要件は、下記のとおり変更いたします。 書面による供給保証の提出は求めません。これに代えて、参加にあたっては次の各事項を提案書等にお示しください。 ・採用する主要機器の供給継続に関する見通し（製品ライフサイクルの方針、

			保守部品の供給予定期間、保守・サポートの提供予定期間） ・当該機器の供給終息（生産終了・サポート終了）が決定した場合に、当社へ事前に通知いただけること ・供給終息時において、後継製品または代替手段をご提案いただけること 本要件の趣旨は、整備した設備を長期にわたり安定的に運用し、将来の製品終息に際しても円滑に移行できる体制を確保することにあります。この趣旨に沿った提案であれば、特定の製品・方式に限定するものではありません。 なお、本変更は参加者全社に適用し、周知いたします。												
16	スケジュール	提案書・価格書の締切（令和8年8月14日）を8月31日週まで延長いただけないか。	提出期限につきましては、当初の公告のとおり令和8年8月14日（金）必着とし、変更はいたしません。事業の後続の手続きに一定の期限があるためです。 一方で、提案書提出後の令和8年8月17日（月）から8月26日（水）までを「提案内容の確認期間」として設けております。当該期間においては、当社から各社へ提案内容の詳細を確認させていただくとともに、確認の過程で必要となる提案内容の修正・補足の提出を受け付けます。 なお、確認期間における当社からの補足情報の提示、および各社からの修正・補足の受付は、公平性確保のため、参加者全社に等しく取り扱うものとします。												
17	概算数量	全体仕様書（300心9,710m）と実施仕様書（300心1,210m）で数量が異なる。どちらが正か。	ご指摘ありがとうございます。全体技術仕様書および令和8年度実施仕様書との間で、光ケーブルの数量に相違がございました。下記のとおり訂正いたします。 ・光ケーブル(300心)：正しくは9,710mです。（令和8年度実施仕様書の「1,210m」は誤記です） ・光ケーブル(8心)：正しくは72,890mです。（令和8年度実施仕様書の「72,690m」は誤記です） 令和8年度事業として積算いただく数量は、上記の訂正後の数量といたします。またその他の数量についても列記します。 <table><tr><td>光ケーブル（8心）</td><td>72,890 m</td></tr><tr><td>光ケーブル（24心）</td><td>8,560 m</td></tr><tr><td>光ケーブル（60心）</td><td>14,180 m</td></tr><tr><td>光ケーブル（100心）</td><td>550 m</td></tr><tr><td>光ケーブル（200心）</td><td>1,320 m</td></tr><tr><td>光ケーブル（300心）</td><td>9,710 m</td></tr></table>	光ケーブル（8心）	72,890 m	光ケーブル（24心）	8,560 m	光ケーブル（60心）	14,180 m	光ケーブル（100心）	550 m	光ケーブル（200心）	1,320 m	光ケーブル（300心）	9,710 m
光ケーブル（8心）	72,890 m														
光ケーブル（24心）	8,560 m														
光ケーブル（60心）	14,180 m														
光ケーブル（100心）	550 m														
光ケーブル（200心）	1,320 m														
光ケーブル（300心）	9,710 m														
18	機器仕様	変調器・上位系統増幅器が仕様外だが、既設加入者系統を物理分離する前提で提案想定。機器指定はあるか。	前段（構成の理解）について。 ご認識のとおりです。今回新設するセンター設備には変調器および上位系統増幅器は含まれておりません。既設の放送系統（加入者系統）は、新設するセンター設備とは物理的に分離した構成とすることを前提としています。 後段（機器の指定の有無）について。 分離・接続にあたって使用する機器について、当社からの特定製品・型番の指定は原則としておりません。提案者において、必要な機能・性能を満たす機器を選定・ご提案いただいて差し支えありません。ただし、既設の放送系統設備と接続・整合する必要があるため、既設設備とのインターフェース条件（光レベル、波長、コネクタ種別等）を満たすものとしてください。												
19	機器仕様	光アンプユニットの共通仕様（反射減衰量・動作/保存温度・湿度）をメーカー標準としてよいか。	光アンプユニットの共通仕様のうち、動作温度・保存温度・湿度については、メーカー標準仕様を可といたします。当該機器は局舎内（機器収容架内）への設置を前提としており、局舎内の設置環境において安定的に動作することを条件とします。 反射減衰量については、メーカー標準仕様を可としますが、本システムは放送信号を重畳する WDM 構成であり、反射特性が放送品質（CNR 等）に影響												

			するため、本システムの伝送品質を満たす水準であることを条件とします。提案にあたっては、採用機器の反射減衰量の値を提案書に明示してください。 なお、いずれの項目についても、当社が整備するシステムとして必要な伝送性能・信頼性を満たすことを前提とし、採用機器の仕様は提案書に明示いただきますようお願いいたします。
20	機器仕様	光アンプユニットの個別仕様（入力感度・雑音指数）をメーカー標準としてよいか。	光アンプユニットの個別仕様について、以下のとおりいたします。 入力感度については、メーカー標準仕様を可としますが、本システムの光レベル設計（レベルダイヤ）を満たす入力範囲であることを条件とします。 雑音指数については、本システムが放送信号を重畳する構成であり、雑音指数が放送品質（CNR）に直接影響するため、本システムの CNR 設計を満たす水準であることを条件とします。この条件を満たす範囲においてメーカー標準仕様を可としますので、採用機器の雑音指数の値を提案書に明示してください。 いずれの項目についても、当社が整備するシステムとして必要な伝送性能・信頼性を満たすことを前提とし、採用機器の仕様を提案書に明示いただきますようお願いいたします。
21	機器仕様	光スイッチユニットの共通仕様（反射減衰量・波長範囲・動作温度）をメーカー標準としてよいか。	光スイッチユニットの共通仕様について、以下のとおりいたします。 動作温度については、局舎内（機器収容架内）への設置を前提とし、局舎内の設置環境において安定的に動作することを条件に、メーカー標準仕様を可とします。 反射減衰量については、本システムが放送信号を重畳する WDM 構成であることから、本システムの伝送品質を満たす水準であることを条件に、メーカー標準仕様を可とします。採用機器の反射減衰量の値を提案書に明示してください。 波長範囲については、本システムで使用するすべての波長（放送重畳波長および PON の上り・下り波長）を包含することを必須条件とします。この条件を満たす範囲において、メーカー標準仕様を可とします。 いずれの項目についても、当社が整備するシステムとして必要な伝送性能・信頼性を満たすことを前提とし、採用機器の仕様を提案書に明示いただきますようお願いいたします。
22	工事仕様	仕様書に含まれない作業が発生した場合、可否・費用を別途協議のうえ決定と考えてよいか。	ご認識のとおり、仕様書および提案内容に含まれない作業が新たに発生した場合には、当該作業の要否および費用について、別途協議のうえ決定いたします。 ただし、その取扱い、他の設計変更・追加と同様といたします。すなわち、追加作業として認めるのは、当初の発注範囲に含まれず、かつその必要性・妥当性・経済性が認められる場合に限ります。提案者が最適な構成を提案し自ら積算する本公募の趣旨に照らし、提案者のご提案を実現するために本来必要となる作業、および提案者の見積不足・数量把握の誤り・工法選定の誤りに起因する作業は、別途費用の対象とはいたしません。 なお、追加作業の実施にあたっては、事前に当社の承認を得ることを前提とし、承認を得ずに実施された作業については、費用の対象としない場合があります。
23	見積条件	令和 9 年度実施分は参考価格として提示し、実施設計結果を踏まえ改めて提示してよいか。	ご認識のとおりです。令和 9 年度実施分については、実施設計および関係機関との協議（共架協議、道路・河川管理者協議等）を経て数量が確定するため、現時点では公募資料にお示した参考数量に基づく参考価格としてご提示ください。 令和 9 年度の参考価格は、令和 8 年度実施分と同一の品目区分・単価の内訳を明示する形でご提示ください。「一式」等の総額のみの提示は不可とします。 令和 9 年度実施分の確定価格は、実施設計および関係機関協議により確定した数量に基づき算定いたします。その際、適用する単価は、今回ご提示いただく参考価格の単価を上限とし、数量の増減のみを反映することを基本とし

			す。単価の引き上げは、当事者の責によらない外部要因がある場合を除き、認めません（質疑 No.11 参照）。 実施設計等により数量が変動する場合であっても、必要性・妥当性・経済性が認められる範囲に限り確定価格に反映するものとし、参考数量から把握し得た範囲の見積不足・数量把握の誤りに起因する増加は、対象といたしません。 なお、本入札における評価は令和 8 年度実施分を対象としますが、令和 9 年度実施分の参考価格についても、単価の妥当性および令和 8 年度実施分との整合の観点から確認の対象といたします。
--	--	--	---

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社ハートネットワーク お客様サービス局 営業施設サービス課 山地伊作

TEL：〔0897〕32-7777 E-mail：yamaji@heartnetwork.jp